

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

- 1 短期借入金 (404, 174, 307円)による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。